



平成 24 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社ミスミグループ本社
代 表 者 名 代表取締役会長・CEO 三枝 匡
(コード番号:9962 東証第一部)
責任者役職名 取締役常務執行役員・CFO 真田 佳幸
(TEL:03-3647-7037)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 18 日開催予定の当社第 50 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、社員数増加への対応および業務効率化のため、東京都文京区に本社事務所を移転する予定であり、これに伴い、現行定款第3条(本店の所在地)を変更するものであります。また、当該規定の効力発生日に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第2条(条文省略) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都江東区におく。 第4条～第43条(条文省略) (新設)	第1条～第2条(現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都文京区におく。 第4条～第43条(現行どおり) <u>附則</u> 第3条の規定の変更は、平成24年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は、本店移転の効力発生日の経過後これを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月18日

以 上